北海道

～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報

第36号
2024. 6. 25

電気・ガスの契約トラブルなどにご注意ください！

事　例

オール電化のワンルームアパートに住んでいる。「大手電力会社よりも安く電気を提供できる」と説明を受け、小売電気事業者と契約したが、電気代が４万円を超え、家賃より高く納得できない。（２０代 女性）

©KANAGAWA2013

一言アドバイス

○電気やガスの契約先は自由に選ぶことができますが、料金メニューによっては市場価格に応じて料金が大きく変動するものもあります。
○契約する前に事業者や料金メニュー、算定方法など、契約内容をよく確認しましょう。
○契約内容は契約中に変わる場合もあるので、事業者からお知らせが届いたら、内容を確認し、不明な点は契約先に問い合わせてみましょう。
○電気やガスの契約に関しては、経済産業省「電力・ガス取引監視等委員会」に相談窓口が設けられています。

北海道消費者教育PRｷｬﾗｸﾀｰ「ちえ子さん」

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前９時～午後４時３０分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン※　188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者教育PRｷｬﾗｸﾀｰ「かしこしか」